

北部地域振興交流拠点における産業振興施策及び施設に係る 運営手法等の調査検討業務委託仕様書（案）

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

本仕様書は、埼玉県（以下「県」という。）が受託者に委託して行う「北部地域振興交流拠点における産業振興施策及び施設に係る運営手法等の調査検討業務委託」（以下「本業務」という。）に関し、目的、内容、履行期間等について定めるものである。

1 目的

県では、今後、人口減少が進み、75歳以上の後期高齢者の人口は全国で最も早いスピードで増加することが見込まれている。特に、北部地域（熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町）は人口の減少が早く、本県全体の減少率の2倍以上と推計されており、20代の転出超過数も多い状況である。

我々を取り巻く環境は変化を続けており、円安の進行やエネルギー価格・物価高騰の長期化への対応など足元の課題への対応だけでなく、人口減少にあっても生産性を向上させることで10年後、20年度後も持続的に成長する未来志向の施策展開が求められている。企業においては、AI技術や情報通信技術（ICT）を活用したDXの推進や新たな事業の創出などが必要となっている。

こうした課題に対応し、北部地域ひいては県全体の産業振興を図るため、令和4年度に「北部地域振興交流拠点（以下「北部拠点」という。）」に導入する産業振興機能を検討する北部地域産業振興機能検討委員会（以下、「R4検討委員会」という。）を設置し、北部地域の産業振興機能の基本コンセプト及び導入すべき機能について提言を行った。

また、令和5年度には、北部拠点に設置する産業振興施設等を検討する「北部地域産業振興施設等検討委員会（以下、「R5検討委員会」という。）」を設置し、北部拠点に必要な産業振興施設及び産業振興施策等について提言を行った。

本業務は、R4検討委員会及びR5検討委員会の提言等を踏まえ、北部拠点において実施が見込まれる産業振興施策及び設置が見込まれる産業振興施設に係る運営手法等を報告書に取りまとめることで、北部地域に設置する産業振興機能の更なる検討に資するものとする。

2 業務内容

（1）産業振興業務及び施設に係る運営手法の提案

R4検討委員会及びR5検討委員会の提言を踏まえ、北部拠点におい

て実施が見込まれる産業振興施策及び設置が見込まれる産業振興施設について、県が提示する産業振興業務の概要を基本として、施策及び施設の効果を最大限発揮するための運営手法を提案する。

提案には次の点を含めること。また、その理由・根拠を明示すること。

- ① 提案のコンセプト
- ② 運営手法（直営、業務委託、指定管理者制度など）の比較
 - ・各運営手法の概要
 - ・施策及び施設の運営主体
 - ・県と運営者等との役割分担
 - ・必要人員・運営コスト（積算資料含む）
 - ・課題や対応策 など
- ③ 必要な手続きや留意すべき法令等

※提案に当たっては次の点に留意すること。

- ・R4検討委員会及びR5検討委員会の提言内容、令和4年度に実施した「北部地域産業振興機能等調査検討業務」及び令和5年度に実施した「北部地域産業振興施設等調査検討業務」の報告書を踏まえること。
- ・北部拠点事業予定地（熊谷市）周辺の状況、北部地域の人口動態や事業所の経営課題、社会情勢の変化などを踏まえること。
- ・県が（2）で実施する意見聴取の結果のほか、必要に応じて類似する産業振興施設の先行事例や先進事例などを調査分析すること。

（2）運営手法等の検討に向けた関係者への意見聴取の支援

県が実施する先進的な取組を行う産業振興施設等への視察・調査について、視察調査候補先及び聴取項目の提案、聴取後の結果のとりまとめを実施する。

※意見聴取は県が行うため、原則として受託業者の同行は不要。

3 履行期間（案）

令和6年5月1日から令和6年11月29日まで

※ただし、令和6年10月31日までに成果の最終案を報告すること

4 成果物

（1）成果物の提出

本業務における提案や意見聴取結果・分析をまとめた報告書及びその電子データ（Microsoft Word、Excel、PowerPoint）を成果物とする。

なお、成果物の提出に当たっては、事前に県の確認を受け、承認された上で提出すること。

ア 提出書類及び部数

報告書 10部

上記報告書、添付書類、データ等を電子的に記録した媒体
(Microsoft Word、Excel、PowerPoint) 2枚

イ 報告書の仕様

A4版くるみ製本又はA4の用紙に印刷しファイルに綴じて提出

(2) 提出期限

令和6年11月29日（履行期間の末日）まで

(3) 成果物の帰属

成果物の管理及び権利の帰属は、すべて県のものとし、県が承諾した場合を除き、受託者は成果物を公表してはならない。

5 留意事項

(1) 受託者は、県と十分協議を行いながら、本業務を遂行すること。

なお、業務遂行にあたっては、受託者は県に業務の進捗状況を密に報告し、県の指示に従い、遅滞なく業務を進めること。

(2) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。

(4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(5) 本業務に係る経費は、報告書の作成、発送経費等を含め、原則としてすべて委託金額に含まれるものとする。

(6) 県は、この仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。

(7) 令和6年度に県で他に実施する北部拠点に関する基本構想策定に関する業務（受託者を含む）との連携を図ること。具体的な連携の方法は受託者決定後に県と受託者が協議の上決定するものとする。

(8) この仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に関して必要な事項は、県と受託者が協議の上決定するものとする。